

附属書十 政府調達

第一編 第十・二条に規定する政府調達協定の関連規定

第一条（定義）の規定

第二条（適用範囲）の規定

第三条（安全保障のための例外及び一般的例外）の規定

第四条（一般原則）の規定

第六条（調達制度に関する情報）の規定

第七条（公示）の規定

第八条（参加のための条件）の規定

第九条（供給者の資格の審査）の規定

第十条（技術仕様及び入札説明書）の規定

第十一条（期間）の規定

第十二条（交渉）の規定

第十三条（限定入札）の規定

第十四条（電子オークション）の規定

第十五条（入札書の取扱い及び落札）の規定

第十六条（調達に関する情報の透明性） 1 から 3 までの規定

第十七条（情報の開示）の規定

第十八条（国内の審査のための手続）の規定

第二編 適用範囲

（第A節は、ブルガリア語、クロアチア語、チェコ語、デンマーク語、オランダ語、英語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、ハンガリー語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語及びスウェーデン語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

第B節 日本国

第十章の規定は、第十・二条及び第十・三条の規定に従い、政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表の規定の適用を受ける調達に加え、この節の規定の適用を受ける調達（２に規定する機関であつて、２において特定する特別の規則の適用を受けるものによる調達を除く。）について適用する。

政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表１から付表７までに規定する注釈は、この節に別段の定めがある場合を除くほか、この節の規定の適用を受ける調達についても適用する。

１ 政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表２（地方政府の機関）に関連する調達

第十章の規定は、政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表２に掲げる機関による調達に加え、次の調達について適用する。

(a) 政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表４から付表６までにおいて特定する物品及びサービスの熊本市による調達。当該調達についての基準額は、同附属書の日本国の付表２に定める基準額とする。

(b) 政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表４から付表６までにおいて特定する物品及びサービスの地方独立行政法人による調達。当該調達についての基準額は、同附属書の日本国の付表２に定める基準額とする。

(b)の規定に関する注釈

日本国政府は、この(b)の地方独立行政法人による約束の実施を確保するため、地方公共団体と連携して、日本国の法令に基づいて措置をとる。

この(b)の規定の適用上、「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の適用を受ける地方独立行政法人であって、政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表2に掲げる一の機関又は熊本市が同法に基づいて設立したものをいう。

この(b)の規定の適用を受ける地方独立行政法人であって、二千十八年二月一日の時点のものの表を、参考のため、次に掲げる。

- (1) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構
- (2) 北海道公立大学法人札幌医科大学
- (3) 地方独立行政法人青森県産業技術センター
- (4) 公立大学法人青森県立保健大学
- (5) 地方独立行政法人岩手県工業技術センター

- (6) 公立大学法人岩手県立大学
- (7) 地方独立行政法人宮城県立こども病院
- (8) 地方独立行政法人宮城県立病院機構
- (9) 公立大学法人宮城大学
- (10) 公立大学法人国際教養大学
- (11) 地方独立行政法人秋田県立療育機構
- (12) 地方独立行政法人秋田県立病院機構
- (13) 公立大学法人秋田県立大学
- (14) 山形県公立大学法人
- (15) 公立大学法人山形県立保健医療大学
- (16) 公立大学法人福島県立医科大学
- (17) 公立大学法人会津大学
- (18) 地方独立行政法人栃木県立がんセンター

- (19) 公立大学法人埼玉県立大学
- (20) 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター
- (21) 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
- (22) 公立大学法人首都大学東京
- (23) 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所
- (24) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構
- (25) 公立大学法人新潟県立看護大学
- (26) 公立大学法人新潟県立大学
- (27) 公立大学法人富山県立大学
- (28) 石川県公立大学法人
- (29) 公立大学法人福井県立大学
- (30) 地方独立行政法人山梨県立病院機構
- (31) 公立大学法人山梨県立大学

- (32) 地方独立行政法人長野県立病院機構
- (33) 公立大学法人岐阜県立看護大学
- (34) 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター
- (35) 地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院
- (36) 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院
- (37) 地方独立行政法人静岡県立病院機構
- (38) 静岡県公立大学法人
- (39) 公立大学法人静岡文化芸術大学
- (40) 愛知県公立大学法人
- (41) 公立大学法人三重県立看護大学
- (42) 地方独立行政法人三重県立総合医療センター
- (43) 公立大学法人滋賀県立大学
- (44) 京都府公立大学法人

- (45) 地方独立行政法人大阪府立病院機構
- (46) 公立大学法人大阪府立大学
- (47) 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所
- (48) 公立大学法人兵庫県立大学
- (49) 公立大学法人奈良県立医科大学
- (50) 地方独立行政法人奈良県立病院機構
- (51) 公立大学法人奈良県立大学
- (52) 公立大学法人和歌山県立医科大学
- (53) 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
- (54) 公立大学法人島根県立大学
- (55) 公立大学法人岡山県立大学
- (56) 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター
- (57) 公立大学法人県立広島大学

- (58) 地方独立行政法人山口県立病院機構
- (59) 地方独立行政法人山口県産業技術センター
- (60) 公立大学法人山口県立大学
- (61) 地方独立行政法人徳島県鳴門病院
- (62) 公立大学法人愛媛県立医療技術大学
- (63) 高知県公立大学法人
- (64) 公立大学法人福岡県立大学
- (65) 公立大学法人福岡女子大学
- (66) 公立大学法人九州歯科大学
- (67) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
- (68) 長崎県公立大学法人
- (69) 公立大学法人熊本県立大学
- (70) 公立大学法人大分県立芸術文化短期大学

- (71) 公立大学法人大分県立看護科学大学
- (72) 公立大学法人宮崎県立看護大学
- (73) 地方独立行政法人大阪市民病院機構
- (74) 公立大学法人大阪市立大学
- (75) 公立大学法人名古屋市立大学
- (76) 地方独立行政法人京都市立病院機構
- (77) 公立大学法人京都市立芸術大学
- (78) 地方独立行政法人京都市産業技術研究所
- (79) 公立大学法人横浜市立大学
- (80) 地方独立行政法人神戸市民病院機構
- (81) 公立大学法人神戸市外国語大学
- (82) 公立大学法人北九州市立大学
- (83) 公立大学法人札幌市立大学

(84) 地方独立行政法人福岡市立病院機構

(85) 地方独立行政法人広島市立病院機構

(86) 公立大学法人広島市立大学

(87) 地方独立行政法人静岡市立静岡病院

(88) 地方独立行政法人堺市立病院機構

(89) 地方独立行政法人岡山市立総合医療センター

(c) 政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表2に関する注釈5の規定にかかわらず、発電、送電又は配電に

関連する調達であつて、同付表に掲げる地方政府の機関又は熊本市によるものについて、第十章の規定を適用する。当該調達についての基準額は、同付表に定める基準額とする。

発電、送電又は配電を行う地方政府の機関であつて、二千十八年二月一日の時点のものの表を、参考のため、次に掲げる。

(1) 北海道

(2) 岩手県

(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)
兵庫 県	京都 府	三重 県	長野 県	山梨 県	富山 県	新潟 県	神奈 川 県	東京 都	群馬 県	栃木 県	山形 県	秋田 県

(28)	(27)	(26)	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)
北九州市	横浜市	宮崎県	大分県	熊本県	福岡県	高知県	愛媛県	徳島県	山口県	岡山県	島根県	鳥取県

1 の規定に関する注釈

政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表2及びこの1の規定は、二千十八年二月一日の時点の日本国の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の適用を受ける全ての都道府県及び指定都市に関連する。

2 中核市による調達

日本国の中核市による公開入札を用いた調達に関し、欧州連合の供給者は、現地で設立された供給者に与えられる待遇よりも不利でない待遇（現地で設立された供給者が利用可能な審査のための手続が存在する場合には、当該手続への参加を含む。）を与えられる。第十章に定めるいかなる義務も、日本国の中核市については、適用しない。もつとも、この2に定める義務については、この限りでない。

2 の規定に関する注釈

(a) 「中核市」とは、日本国の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第二項に規定する市をいう。

(b) この2の規定の適用上、「現地で設立された供給者」とは、日本国の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五の二の規定に従って事業所の所在地に関して資格を有する供給者を

いう。

- (c) この2の規定の適用を受ける調達については、政府調達協定附属書Iの日本国の付表2（同付表に関する注釈を含む。）に掲げる機関が調達する物品及びサービスの基準額及び適用範囲と同一のものを適用する。もつとも、運送における運転上の安全に関連する物品及びサービスの調達については、この協定の効力発生の日の後一年を経過した日又は二千十九年七月六日のうちいずれか遅い方の日に、欧州連合の供給者に開放される。

- (d) この2の規定は、建設サービス（CPC五二）の調達については、適用しない。

- (e) この2の規定の適用上、「欧州連合の供給者」とは、法人については、欧州連合の法人をいう。供給者が第三国又は日本国の自然人又は法人が所有し、又は支配している法人である場合において、当該法人がこの2の規定によって実質的な利益を得、かつ、第十章の規定の目的の達成を阻害することとなるときは、日本国は、当該供給者に対し、この2の規定による利益を否認することができる。この2の規定の適用上、第八・二条(1)から(n)までに規定する定義を適用する。

- (f) この2の規定は、日本国の中核市が現地の中小企業による調達手続への参加を奨励するための政策上

の計画を策定することを妨げるものではない。

3 政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表3（その他の機関）に関連する調達

(a) 政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表3のB群に掲げる機関による物品及びサービスの調達について、次の基準額を適用する。

(i) 物品については、十万特別引出権

(ii) 政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表5において特定するサービス（建設サービスに関連する建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスを除く。）については、十万特別引出権

(b) 政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表3のB群に掲げる機関による調達に加え、同附属書の日本国の付表4から付表6までにおいて特定する物品及びサービスの調達であって、次に掲げる機関によるものについて、第十章の規定を適用する。

- (1) 独立行政法人農林漁業信用基金
- (2) 独立行政法人情報処理推進機構

(3) 独立行政法人地域医療機能推進機構

(4) 独立行政法人自動車事故対策機構

(5) 独立行政法人空港周辺整備機構

(6) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構

3 の規定に関する注釈

(b)に掲げる機関による物品及びサービスの調達について、(a)に定める基準額を適用する。

4 運送における運転上の安全に関連する物品及びサービスの調達

運送における運転上の安全に関連する物品及びサービスの調達に関し、政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表2に掲げる機関による調達であつて、同付表に関する注釈4の規定の適用を受けるもの及び同附属書の日本国の付表3に掲げる機関による調達であつて、同付表に関する注釈3の注aの規定の適用を受けるもの（北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、四国旅客鉄道株式会社及び東京地下鉄株式会社）については、欧州連合の供給者に開放される。この約束は、この協定の効力発生の日の後一年を経過した日又は二千十九年七月六日のうちいずれか遅い方の

日に、効力を生ずる。

この4の規定の適用上、政府調達協定附属書Iの日本国の付表2に掲げる機関による調達についての基準額は、同付表に定める基準額とし、第一文に規定する五の機関による物品及びサービス（建設サービス及び建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスを除く。）の調達についての基準額は、四十万特別引出権とする。

5 サービス

第十章の規定は、政府調達協定附属書Iの日本国の付表5に掲げるサービスに加え、CPCによって特定される次に掲げるサービスについて適用する。

(a) 政府調達協定附属書Iの日本国の付表1に掲げる機関による調達については、次に掲げるサービス

七五四

電気通信に関連するサービス

八一二

保険（再保険を含む。）及び年金基金サービス（強制加入の社会保障サービスを除く。）

八七二〇一

管理職あつせんサービス

八七二〇二	事務補助従事者その他の労働者あつせんサービス
八七二〇四	家事手伝い提供サービス
八七二〇五	その他の商業又は工業労働者提供サービス
八七二〇六	看護師提供サービス
八七二〇九	その他の人材提供サービス
八七五〇一	肖像写真サービス
八七五〇二	広告及び関連する写真サービス
八七五〇三	行事の写真サービス
八七五〇五	写真加工サービス
八七五〇六	映像加工サービス（映画及びテレビ産業に関連しないもの）
八七五〇七	写真の修復、複写及び修正サービス
八七五〇九	その他の写真サービス
八七九〇一	信用調査サービス

- 八七九〇二 回収代行サービス
- 八七九〇三 電話対応サービス
- 八七九〇五 翻訳及び通訳サービス
- 八七九〇六 郵送リスト作成及び郵送サービス
- 八七九〇七 専門デザイン・サービス
- (b) 政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表2に掲げる機関及び熊本市による調達については、次に掲げるサービス

- 六四三 飲料提供サービス
- 八三一〇六から八三一〇八まで 農業用機器（運転者を伴わないもの）の賃貸サービス
- 八三二〇三 家具その他家庭用の器具の賃貸サービス
- 八三二〇四 娯楽用品の賃貸サービス
- 八三二〇九 その他の個人用品又は家庭用品の賃貸サービス
- 八六五〇一 一般経営に関する相談サービス

八六五〇二

財務管理に関する相談サービス（事業税に関するものを除く。）

八六五〇三

マーケティング管理に関する相談サービス

八六五〇四

人材管理に関する相談サービス

八六五〇五

生産管理に関する相談サービス

八六五〇九

その他の経営相談サービス